



# 2024年(6年度)に押さえておきたい 相続税(贈与税) 改正のポイント

ファイナンシャル・プランナー

# FP にゆうす

最初に贈与税と相続税の仕組みと改正ポイントを簡単におさえておきましょう。

生前贈与の効果は、生きているうちに財産を無償で他者に与え、相続時の財産を減らせることです。相続時の財産を減らすことで相続税を軽減できる可能性もあります。

また、非課税枠となる相続税の基礎控除額は「3000万円 + (600万円 × 法定相続人数)」です。贈与者が亡くなった際、保有していた財産と生前贈与額との合計が基礎控除額内であれば相続税はかかりません。

生前贈与は大きく分けて「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあります。

## 暦年課税の改正ポイント

暦年課税は、1月1日から12月31日までの1年間に贈与された財産の合計額に応じて課税され、年間110万円までの基礎控除があります。この控除した残額に、税率を適用して贈与税額を算出します。また、改正前は相続税の算出過程で相続開始3年以内の贈与について相続財産に加算していましたが、改正後は加算期間が7年に延長されました。贈与する際は、定期贈与・連年贈与・名義預金(※参照1)にならないように注意しましょう。

## 相続時精算課税制度の改正ポイント

今年1月からの改正では、これまでの贈与税の特別控除(累計2500万円)に、新たに基礎控除(年110万円)加わりました。例えば、「60歳以上の父親が子(18歳以上)に年500万円の贈与」をした場合、改正前は贈与額500万円が全額、特別控除(累計2500万円)の対象で贈与税は非課税で、相続時には相続財産に加算されていました。改正後はその贈与額から基礎控除110万円(贈与税・相続税とも非課税)を差引いた390万円が特別控除2500万円(累計)の対象になり贈与税は非課税、残額390万円は相続時に相続財産に加算され相続税の対象になります。

相続時精算課税制度は、今回の改正で使いやすくなり贈与時、相続(基礎控除額分)時に税金を抑えることができますが、最終的には相続時に精算されるため、税金の先送りができる制度ともいえます。また、この制度を利用するときは事前に適用要件等の確認など注意が必要です。

## その他贈与税非課税制度の活用もポイント

父母、祖父母等からの教育資金や結婚・子育て資金、住宅取得資金の贈与制度を活用すれば大きな非課税枠(※参照2)があるので相続税軽減効果も高くなります。生前贈与の一つに加えてみてはどうでしょうか？

## 相続登記の義務化へ

これまで、相続登記は期限も定められていませんでした。そのため相続があっても相続登記せずに放置している事案が多くあり、社会問題化していました。不動産登記法が改正され(令和6年4月1日実施)相続登記が義務化されました。「自己のために相続の開始があったことを知り、かつ当該所有権を取得したことを知った日」から3年以内に相続登記をしなければならなくなりました。規制に反して3年以内に相続登記をしなかった場合、罰則が課されることがあります。

今回の税制改正により、相続時精算課税制度は使いやすい制度となり、暦年贈与より有利になるケースも考えられます。しかし、どちらが有利なのかは相続財産額、相続人の人数によっても異なります。どのような方法が最適なのか、様々な事情を考慮したうえで決めていくようにしましょう。

※参照1：定期贈与・連年贈与・名義預金と認定されると、その贈与額は贈与税の課税対象になります。贈与毎に贈与契約書を作成するなどの対策を。また名義預金は子供(孫)の名前で預金しているが、親(祖父母)が通帳、印鑑などを持っている預金のことで相続税の対象になります。子供(孫)が通常使用している銀行口座に振り込むなど注意が必要です

※参照2：非課税枠は教育資金1500万円、結婚・子育て資金1000万円、住宅取得資金1000万円(省エネ等住宅)。適用要件に注意が必要です。

ファイナンシャル・プランナー  
ありま ただし  
有馬 正

